

1. 農業経営基盤強化準備金の拡充（法人税・所得税）

「幅広いリスクに備え、経営の多角化を促進するため、準備金制度の拡充を」

1) 積み立て原資の範囲拡大 《畜産経営にも広げよう》

水田・畑作経営所得安定対策などの土地利用型の交付金だけでなく、養豚経営安定対策や鶏卵価格差補填金など畜産分野の経営安定対策の補てん金、地震津波など災害対策に係る交付金も積み立ての対象に含めること。さらには、販売収入の一定割合を積み立て可能とすること。

2) 準備金で取得（圧縮記帳）可能な資産の範囲拡大 《施設整備も可能に》

農地や機械だけでなく、建物（農機具庫、農産加工施設、集出荷施設、直売施設）等も準備金で取得し、圧縮記帳できるようにすること。

3) 準備金の積立期間（取崩期限）を延長すること 《無駄のない投資を促進》

規模拡大や機械更新の適切な時期にあわせて投資が可能となるよう、積立期間を5年から10年に延長すること。

【理由】

現状では土地利用型に限定されている積み立て原資であるが、口蹄疫などの家畜伝染病や飼料高騰など畜産経営も大きな経営リスクにさらされている。このため、自らの資金を積み立てることで、こうしたリスクに対応する経営基盤強化を促進する。さらに、六次産業化を推進するため、農地や機械だけでなく建物についても取得可能とすべきだ。また、規模拡大や機械更新には最適なタイミングがあるため、これに対応するため取崩期限の延長を行うこと。

2. 農業生産法人への農地の現物出資を促進（所得税）

「農地の法人所有化を進め、大規模で効率的な農業経営の実現と円滑な継承を」

農業生産法人に農地を出資すると、農地の時価に応じて代わりに得られる株式等の持ち分と過去に農地を取得した際の取得価額との差額が譲渡所得税の対象となる。これを、持ち分を処分して換金しない限り課税しない（繰り延べ）ようにすること。

【理由】

1枚1枚の農地について「自分の田んぼ」という意識が残ると、効率的な農地利用の支障となったり、世代交代に伴って農地の転用や貸しはがし等が起こる懸念がある。また、災害復興後の農地整備や面的利用が困難となることが懸念される。このため、いったん農地を法人に出資し、株式等の持ち分化することで、農地の効率的な利用を実現する。持ち分となることで、相続によって農地利用が妨げられることを防ぐことにも貢献する。

3. 「平成の農地改革」の成果を、市街化区域の農地にも拡大すること（相続税）

「市街化区域においても、農地を貸しても相続税納税猶予が中断しない制度に」

【理由】

「平成の農地改革」と呼ばれた農地法改正に伴い、市街化調整区域においては、農地を貸しても相続税納税猶予が中断されない制度が実現した。市街化区域内においては、都市計画制度の見直しのなかで措置されることとなっていたが、震災によって検討が中断した状態にある。一方で、相続税の基礎控除額が5000万円から3000万円に引き下げられ、一人当たりの追加控除額も1000万円から600万円に引き下げられ、最高税率も引き上げられるというなかで、課税強化だけが先行することが懸念されている。都市における農地の機能については、緑地や防災、食農教育など多面的機能を有しており、都市住民の「農地を残して欲しい」という期待も高い。こうしたなかで、早急に「貸しても相続税納税猶予が中断しない制度」を市街化区域内においても実現すべきと考えられる。

4. 里山や平地林など農地をとりまく資源の一体的な保全を（固定資産税、相続税）

「農業に供する里山や平地林と農業用施設用地は、固定資産評価において農地なみとし、相続税納税猶予の対象とすること」

【理由】

農地を守り、持続可能な形で農業経営を営むには、里山や平地林のほか、作業場や貯蔵施設、直売所などの施設用地が不可欠となる。所有者の意向に基づいてこれら資源を一体的に保全する新たな制度を構築すること。

5. 消費税引き上げなら、適正な価格形成の担保と逆進性緩和措置を（消費税関連対策）

「食料品の軽減税率より生鮮食品売り場のポイント還元制度導入で国産消費拡大を」

【理由】

消費税が引き上げられると、価格交渉力の小さい農業生産者については、実質的な値下げ要求にさらされることになる。このため、基本的に消費税引き上げには反対である。仮に導入する場合においても、流通業界などにたいして不正な価格交渉が行われないよう厳しい指導が行われるべきである。また、消費税の逆進性を是正するため、低所得者向けに農産物などの指定の生鮮食料品売り場で使用できる購入ポイントを給付する仕組みにするとともに、国産農産物の消費拡大と国民の健康改善に貢献するよう、指定の生鮮食料品売り場において給付対象者となる低所得者だけでなく一般消費者も利用できるポイント還元制度を導入するなど、政策支援を行う必要がある。

6. 「地域資源管理法法人制度」の創設（法人税）

「畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う地域資源管理法法人（仮称）の収益については非課税とすること」

【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業の担い手を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。集落機能が低下するに伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。これを一般社団法人（非営利型法人）などの公益法人等が受託して実施した場合、請負業に分類されるために収益事業として課税対象となってしまう。農地の周辺管理作業は農業・農村の多面的機能の保全には不可欠である。このため、農用地利用改善事業を行う法人を「地域資源管理法法人制度（仮称）」と位置づけ、地域資源管理法法人が担い手から受託した農地の周辺管理作業を収益事業から除外するよう求めたい。

7. 農地の生前一括贈与についても「貸しても納税猶予が継続する」措置を（相続税）
「担い手への集積による農地の高度利用のため、生前一括贈与農地も貸せる仕組みに」

【理由】

贈与者が存命中に受贈者が経営を廃止すると納税額が多額となり、農地を貸すことができないため、贈与税納税猶予農地については農業経営の法人化の途が閉ざされるなど、農地の高度利用がなされない事態が生じている。北海道では生前一括贈与の適用は5500戸、12万ヘクタールに及ぶ。担い手への農地集積を図るため、農地の生前一括贈与についても「貸しても納税猶予が継続する」ようにすべきである。

8. 機械設備の実態に応じた耐用年数の設定を（法人税、所得税）

「農業用設備の法定耐用年数はすべて7年となっているが、畜産現場等では使用環境によって3年も使用できない場合がある。このため農水省等であらかじめ種類や利用形態を指定して短縮耐用年数を設定し、農業者がこれを選択できる制度を設けること。

【理由】

法定耐用年数については、平成20年度改正によって、性能向上による耐用年数の長期化傾向などを受けて大幅に簡素化された。一方で、畜産経営などでは3年しか持たないものもある。減耗に応じて費用化するという会計上の考え方からしても、一律7年とするのは甚だ不合理といわざるをえない。

9. 軽油と重油の免税継続を（軽油取引税、石油石炭税）

「資材コストが高止まりするなかで、食料安定供給のため軽油と重油の免税継続を」

【理由】

軽油は、トラクターや田植機、管理機、コンバインなど機械化が進む農業において不可欠の燃料である。重油は、施設園芸の加温など、キュウリやトマト、イチゴなどを周年供給することで国民の高度化した食生活を支えるために不可欠である。これら燃料は原油の高騰により高止まりしており、農業経営を圧迫している。食料の安定供給のため、軽油と重油の免税継続をすべきである。

10. 相続税・贈与税の納税猶予農地が収用された場合の免除（相続税、贈与税）

「公共収用された場合には納税猶予を受けている相続税や贈与税、利子税の納付を免除してもらいたい」

【理由】

自らの選択ではなく、公共目的のために収用された場合でも納税猶予を受けていた農地の相続税、贈与税、利子税等の支払を求められるのは酷である。

11. 被災農地の税の減免（固定資産税、都市計画税）

「被災農地については、農業を再開するまでの間、固定資産税と都市計画税を減免すること」

【理由】

被災農地については、作付け再開までに長期を要するほか、莫大な費用が必要となる。農業者の負担軽減のためにも、固定資産税や都市計画税の減免が必要。